

物 品 売 買 契 約 書

- 1 物 品 名 令和8年度 活動除染資器材一式整備事業
- 2 仕様(規格) 別紙仕様書のとおり
- 3 数 量 (1) オゾン水生成器 6式
(2) 除染シャワーゲート 2式
- 4 契 約 金 額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5 引 渡 期 限 令和8年12月25日
- 6 引 渡 場 所 発注者の指定する場所
- 7 契約保証金 免除(焼津市契約規則第26条第2項第 号 該当)
- 8 支 払 方 法 納品後一括払い(銀行口座振込)
- 9 支 払 時 期 請求書受理後30日以内

上記物品売買の実施について、発注者と受注者とはおのの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び物品売買契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 (印)

受注者 住 所
商 号
氏 名 (印)

志太広域事務組合物品売買契約条項

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、売買契約書記載の物品（以下「契約物品」という。）の売買契約に関し、売買契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、売買契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(確約事項)

第2条 発注者に対し、受注者は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

(所有権移転)

第3条 物品の所有権は、物品の引渡があった時に、受注者から発注者に移転する。

(検査及び引渡)

第4条 受注者は、発注者の指示に従って約定期限に約定場所に物品を納品するものとし、発注者は物品受領後5日以内に物品の検査をするものとする。

2 物品の引渡は、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した経費は受注者の負担とする。

4 第1項の検査により合格と認めた時には、発注者は受注者に通知するものとする。

(物品の引取)

第5条 受注者は、不合格又は契約数量を超過した物品及び契約を解除された物品その他発注者から返却し得べき物品を、自己の経費をもって発注者の通知が到達した日から5日以内に引取らなければならない。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、受注者から引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、契約をもってその期間を伸縮することができる。

(請求及び支払の期限)

第7条 受注者は、第4条第4項の通知を受けた後に支払を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から正当な請求書を受領したときから30日以内に契約金を支払わなければならない。

(債権の譲渡)

第8条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、発注者に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

(引渡延滞違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき理由により引渡期限までに物品の引渡が完了しないときは、受注者は契約金額から（当該債務の履行分に相当する金額を控除した額につき、）引渡期限の翌日から引き渡し完了した日までの延滞日数に応じ、当該債務の履行に係る契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を支払うものとする。

2 延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

3 発注者が、前項の規定により、当該契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わず、また、解除により発注者に障害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

(不当介入を受けた場合の措置)

第11条 受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(合意管轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第13条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、発注者、受注者双方協議の上処理するものとする。

令和8年度 活動除染資器材一式整備事業 仕様書

この仕様書は、志太広域事務組合志太消防本部（以下「組合」という。）が実施する令和8年度活動除染資器材一式整備事業について、購入する資器材の仕様その他必要な事項を定めるものとする。

1 購入物品名及び数量

購入物品名及び数量は、下記のとおりとする。

なお、本仕様書に示す製品については、同等品以上の性能、機能及び品質を有する製品であれば可とする。

また、同等品を提案する場合は、事前に仕様比較資料等を提出し、組合の承認を受けること。

(1) オゾン水生成器 6式

(2) 除染シャワーゲート 2式

2 規格・寸法

(1) オゾン水生成器

番号	項目	内容
1	品名	BT-01
2	外形寸法	300 (W) × 200 (D) × 350 (H) mm
3	質量	12 kg
4	消費電力	44W (100V)
5	オゾン水濃度	0.6～1.2 mg/L
6	オゾン水量	16.5L/分
7	蛇口目安	シャワーガン、又は配管2～3箇所
8	オプション	[基本セット] BT-01A 専用キャリー [基本セット] BT-01B ホースガンアタッチメントセット [基本セット] BT-01D 放水車接続アタッチメント ・空気処理剤 72袋 ・分解剤 36本
9	参考製品	(株)タムラテコ社製

(2) 除染シャワーゲート

番号	項目	内容
1	品名	BT-10S
2	参考製品	(株)タムラテコ社製

3 性能及び機能

- (1) オゾン水により、手洗い・うがい・防護服の洗浄における除染が可能であること。
- (2) オゾン生成方式は、無声放電方式で小型水冷方式とすること。
- (3) オゾン水の濃度が最大 1.2mg/L であること。
- (4) 水道水の負圧を利用し、オゾンガスと水をエジェクターノズルで混合させること。
- (5) 生成時間データが自動集積されスマートフォンにて確認できること。

- (6) 半年毎の定期消耗品交換時期を LED 点灯にて確認できること。
- (7) オゾン水量は毎分 16L 以上とし、先止めが可能であること。
- (8) 安全面の排オゾン処理を行い、オゾン水に気泡が混ざらないこと。
- (9) 移動（持ち運び）が可能であること。
- (10) 薬剤等を加える事無くオゾン水を生成し、メンテナンスが簡潔かつ容易であること。
- (11) 消費電力が 50W 以下であること。
- (12) 24 時間連続してオゾン水の吐水運転が可能であること。
- (13) 消耗品能力を回復させオゾン水濃度を維持する自動メンテナンス機能を備えていること。
- (14) 原料は乾燥空気であること。
- (15) 年間ランニングコストは使用頻度に関係なく一定であり、機器本体の 3 % 以下であること。
- (16) オプションの除染シャワーゲートは補修が可能でパーツ単位の調達が行えること。

4 納入期間

令和 8 年 12 月 25 日（金）

5 納入場所

志太広域事務組合志太消防本部 警防課（藤枝市稲川 200 番地の 1）

6 検査

納入時には組合職員の検査を受け、合格したものを納品とする。

7 保証

納入後 1 年間は通常使用において生じた故障について無償で修理又は交換を行うこと。

8 提出書類

納入時には、取扱説明書、保証書その他必要な書類を提出すること。

9 操作説明

納入後、受注者は組合職員に対し、機器の操作方法及び維持管理に関する取扱説明会を実施するものとする。

10 その他

この仕様書に明記されていない事項で疑義が生じた場合は、組合と協議し新たに協議した事項については、本仕様書と同等の扱いとすること。

購入主管課・問い合わせ
志太広域事務組合志太消防本部
警防課 災害対策担当
山口 哲矢
T E L 054-641-9205
F A X 054-646-1000

入札書

- 1 入札番号 第37号
- 2 件 名 令和8年度 活動除染資器材一式整備事業
- 3 履行場所 藤枝市稲川200-1
志太消防本部 警防課

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住 所

入札者 商 号

氏 名

印

- 1 入札書は、入札1件ごとに2枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。
- 3 代理人が入札を行う場合には、入札者の住所・商号、代表者職氏名を記入のうえ、下に代理人の記名・押印をしてください。この場合、社印・代表者印の押印は不要です。
- 4 代理人は、「委任状」を持参してください。
- 5 代理人の印は、委任状と同一の印でなければなりません。

記載例

入札書

1 入札番号 第 〇〇 号

2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争契約の心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	0	0	0

(消費税抜)

入札日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。
ただし、代理人が入札を行う場合は、押印のみ不要です。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇〇〇 印

代理人が入札する場合は、必ず代理人の記名・押印をする。
この場合、会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印の押印は不要です。

代理人 〇〇〇〇

委任状
と同一の
印鑑で

令和 年 月 日

志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

所在地
委任者 商 号
氏 名 印

委 任 状

下記の件につき、 を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

- 1 入札（見積）番号 第 37 号
- 2 件 名 令和 8 年度 活動除染資器材一式整備事業

代理人使用印鑑

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。

委任状 作成例

年 月 日

入札日を記入

志太広域事務組合

管理者 ○○市長 ○○ ○○ 様

所在地、商号、代表者の職氏名を記名押印

所在地 ○○県○○市○○番地○○

委任者 商 号 (株)○○○○○

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

印

委 任 状

代理人の氏名を記入する

下記の件につき、 ○○ ○○ を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1 入札（見積）番号 第○号

2 件 名 ○○○○○○○○○○○

代理人使用印鑑を押印する

代理人使用印鑑

印

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。